# 島田市立島田第二中学校　令和７年度いじめ防止基本方針

## 基本方針

○【基本理念】　いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

○【いじめの禁止】　「いじめをさせない・見逃さない・許さない」

○【学校及び教職員の責務】　いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

### 【保護者・地域との連携】

○気になることは早い段階で丁寧に家庭連絡を行うとともに、家庭からの情報も得やすいよう緊密な連携を図る。

○地域でいじめ又はその疑いがある状況を発見した場合は情報提供してもらえるよう日頃から地域との連携の深化に努める。

○必要に応じ、情報提供することで複数の大人による見守りを行う。

### 【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

○常に学年を基本としたチーム対応で生徒指導にあたる。

○事例研究を行い、生徒の訴えを見逃さないような視点の持ち方を研修する。

○SC の協力を得ながら、カウンセリングマインドを持った生徒指導の研修を行い、生徒理解を深める相談体制の強化を図る。

○対策委員会を定期的に開催し、いじめ防止の具体策や方針点検を行う。

### 【関係機関等との連携】

○SC や SSWr と生徒指導部との連携において対応を検討する。

○警察署生活安全課と触法行為に係る事案について連携する。

○不登校生徒のために適応指導教室等と協力し定期的に情報交換する。

○各種関係機関と連携を図り、専門的な視点から総合的な判断と対応を依頼する。

## いじめ対策委員会

・教頭・生徒指導主事・各学年生活担当・SC・SSW r（必要に応じ、校長、学年主任、担任、養教も参加）

その他必要に応じて、PTA 会長・主任児童委員・民生委員・市教委・市教育センター・家庭児童相談室・中央児童相談所・市福祉課・医療機関・警察等の参加を要請する。

## 全教職員

### 【未然防止】

○日常的に教職員が基本方針の姿勢を示すとともに、人権感覚を磨き指導力を高める研修を行う。

○居場所と絆のある学校・学級づくりをする。

○規範意識の向上と自己指導能力の育成のため、学校のルールを守らせる指導を徹底する。

○人権及び道徳教育の充実を図るとともに命の大切さを実感できる体験活動等を計画的に行う。

○生徒会活動を活性化し、生徒がいじめ解消に取り組む環境を整備する。

○生徒及び保護者に情報モラルについての啓発を行い、情報機器使用に関して家庭でのルールづくりを推奨する。

### 【早期発見】

○教職員一人一人の感性で生徒を観察し、サインを見落とさないきめ細かな情報交換に努める。

○組織として最新の状況を把握するため、毎週の生活指導部会で情報を確認し、校内全職員の情報共有・連携を図る。

○日頃から共感的な対応を心がけ、生徒から情報が入りやすい人間関係づくりに努める。

○学級担任を中心に、生活ノートや学習ノート等を活用して生徒理解に努める。

○教育相談体制を強化し、面談等を定期的に行う。

○定期的にアンケート調査を行い、速やかな対応で早期解消に努める。

### 【早期対応】

○徹底して被害者の立場に立って対応する

①どの事案も緊急事態の意識を持ち、管理職へ即時報告をする。

②事案に応じて柔軟な対応体制を確立。事実関係把握までの手順・役割分担・内容を明確にする。

③いつ・どこで・だれが・何を・なぜ・どのように（５W１H)を時系列で複数の教職員で確認する。矛盾や秘匿を減らし全体像を把握する。

④被害者の安全や保護を最優先し、緊張度等を協議しながら対応方針を決定し全教職員に周知する。

⑤即日、的確に初動対応を行う。保護者に学校の動きを家庭訪問等で確実に伝達する。

### 【継続支援・重大事態への対応】

○被害者及び保護者の意向を汲み、安心して学校生活を送るための具体的なプランを提示する。

○心のケアや登下校・休み時間等の見守りの継続。

○加害者及び保護者には、動機や被害者の気持ちに目を向けさせ、今後の生活について前向きに取り組ませる意欲づくりを行う。

○解決後も保護者に経過等を定期的に報告する。

○観衆・傍観者には周囲の態度によって事案が助長されたり抑止されたりすることを指導する。

○生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに市教委及び警察との連携を図る。